

家庭ごみ有料化制度内容

家庭ごみ有料化の対象となるごみ

可 燃やせるごみ



不 燃やせないごみ



指定有料ごみ袋で
出してください。

指定有料ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）

種 類	大 袋	中 袋	小 袋	特小袋	ミニ袋
容 量	45リットル	30リットル	20リットル	10リットル	5リットル
販売価格(10枚入り) ※販売価格は税込価格です。	315円	210円	140円	70円	35円

透明・半透明の袋でよいもの（対象外のもの）

- 缶・びん ● ペットボトル ● プラスチック製容器包装（資源プラ）
 - 新聞類・その他紙類・布類（古紙・布類）
 - 蛍光灯等（スプレー缶類、ライター類、蛍光灯・電球・水銀使用計測器、乾電池等）
- ※剪定枝、落ち葉、草花は透明・半透明の袋で「燃やせるごみ」の日に出せます。

45リットル以内の
透明・半透明の袋で
出してください。

ボランティア清掃に対する支援策について

- 道路、公園、河川等の公共の場所のボランティア清掃を行う個人及び団体の方にボランティア専用袋を交付します。
※ボランティア専用袋の交付を受けるには事前に「ごみ拾いパートナー」または「きれいにしようおおい推進事業」の登録申請が必要です。（詳しくは、ごみ減量推進課 ☎537-5687 まで）

- ボランティアで、ごみステーションの清掃やルール違反ごみの分別を行う自治会に対し、ボランティア専用袋を配布します。詳しくは清掃業務課（清掃事業所含む）にご連絡ください。

清掃業務課 ☎568-5763
東部清掃事業所 ☎523-0322
西部清掃事業所 ☎541-5473

- 団体が一斉清掃を行う場合⇒事前に清掃業務課（清掃事業所を含む）へ収集を依頼してください。

大分市指定ごみ袋減免制度について

以下の要件を満たす大分市に居住(在宅)の方に対して、毎年11月を基準として指定ごみ袋を10月までの1年分交付しています。

対 象		交付する袋	
乳幼児	市民課 ● 3歳未満の乳幼児を養育する方	小袋	最大250枚/人(1回限り)
	● 3歳未満の乳幼児を養育する方で、里帰り出産など本市の住民登録がない方・配偶者からの暴力を理由に避難している方 申	小袋	申請月～滞在月数分
紙おむつ・ストーマ・腹膜透析	長寿福祉課 ● 大分市おむつ等介護用品購入費助成事業を受けている方 ● 大分市家族介護用品支給事業を受けている方	小袋	最大100枚/人
	障害福祉課 ● 大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつ等）の給付を受けている方	小袋	最大100枚/人
	● 紙おむつを使用している3歳未満の身体障がい児（身体障害者手帳1級又は2級）を養育する方 知障がい児（療育手帳A1又はA2）を養育する方 申	小袋	最大300枚/人 ※内250枚は出生(転入)時に交付
	● 医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方 申 ● 常時ストーマ用装具を使用している方 申 ● 常時腹膜透析を実施する方 申	小袋	最大100枚/人
生活保護	生活福祉課 ● 2人以下世帯 ● 生活保護法による生活扶助を受けている方	小袋	最大60枚/世帯
	● 3人以上世帯	中袋	
	● 2人以下から3人以上となった世帯	特小袋	

※ 申に該当の方は、事前に申請が必要です。各課にて対象となっている方は、申請は不要です。詳細は、ごみ減量推進課（専用ダイヤル537-5703）にお問い合わせください。